

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年2月8日 05時54分ごろ
発生場所	広島県江田島市能美島北西方沖 安芸 俎 礁 灯標から真方位035° 1,200m付近 (概位 北緯34° 15.6′ 東経132° 22.0′)
事故の概要	押船快星丸は、はしけ快星1号を押して北東進中、また、押船第二南城丸は、北北西進中、快星1号と第二南城丸とが衝突した。 快星1号は、左舷錨に擦過傷を生じ、また、第二南城丸は、えい航アーチ左舷側に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月18日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 快星丸、180トン 134070、菊間海運株式会社 B はしけ 快星1号、総トン数不詳 なし、菊間海運株式会社 C 押船 第二南城丸、19トン 260-30477広島、ト部産業株式会社
乗組員等に関する情報	A 航海士A、四級（航海） C 船長C、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷錨に擦過傷 C えい航アーチ左舷側に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：07時03分ごろ
事故の経過	A船は、無人で石灰石約5,800tを積載したB船を押航して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、広島県呉市呉港に向けて能美島北西方沖を約9.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により航行した。 航海士Aは、レーダーで右舷方約2海里にC船を視認したのち、A船押船列がC船の船尾方を通過するように安芸俎礁灯標付近で右転するとともに、右転している意図を示すつもりでC船に向けてせん光を発したが、その後、C船に接近したので手動操舵にし、右舵一杯を取ったものの、B船とC船とが衝突した。

	<p>A船押船列は、AIS記録によれば、05時45分ごろ安芸俎礁灯標付近で右転した後、05時48分ごろ再度右転した。</p> <p>C船は、船長Cが、約7knの速力で^{いつくしま}巖島北東岸に向けて能美島北西方沖を航行中、左舷方至近にA船の灯火を認め、汽笛を吹鳴し右舵を取ったが、B船と衝突した。</p> <p>船長Cは、ふだん^{なきび}奈佐美瀬戸を航行する船舶が多いので、右舷前方に注意を向け、左舷前方の見張りを行っていなかった。</p>
分析	<p>A船押船列は、航海士Aが、右転したので、C船の船尾方を安全に通過できるものと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、C船の方位が明確に変わらずに接近していることに気付かずに航行し、同船と衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、船長Cが、左舷前方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船押船列の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船押船列が北東進中、C船が北北西進中、航海士A及び船長Cが、共に見張りを適切に行っていなかったため、B船とC船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りをを行うこと。 ・ 他の船舶との衝突を避けるときは、針路又は速力の変更を大幅に行うこと。